設計業務標準仕様書改正資料

令和 7 年 12 月

名古屋市緑政土木局

R7. 12　改正について(設計業務標準仕様書)

改正の凡例

新規･追記	ああああああ
削除	~~いいいいいい~~

第1編　共通編

第1章　総則

1-1-10　　提出書類

1．受託人は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく**提出**しなければならない。ただし、委託代金額（以下「委託代金」という。）に係る請求書、業務委託代金代理受領**承諾**書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。

2．受託人が発注者に**提出**する書類で様式が定められていないものは、受託人において様式を定め、**提出**するものとする。ただし、発注者がその様式を**指示**した場合は、これに従わなければならない。

3．受託人は、契約時または変更時において、委託代金額が１００万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「TECRIS」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として作成した「登録のための**確認**のお願い」をTECRISから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約後、閉庁日を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から閉庁日を除き15日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き15日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は８名までとする。）

~~また、本業務を「測量・調査・設計等委託業務に係る低入札価格調査制度」の低入札価格調査となる価格で契約がなされた場合、「低入札」業務として登録を行うものとし、登録する業務名の先頭に「低入札業務」と記載しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき作成した「訂正のための**確認**のお願い」をTECRISから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、訂正があった日から、閉庁日を除く15日以内に監督員の**確認**を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。~~

~~また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容**確認**書」をダウンロードし、直ちに監督員に**提出**しなければならない。なお、変更時と完了時の間が閉庁日を除き15日以内に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。なお、受託人が公益法人の場合はこの限りではない。~~

~~また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、TECRISから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはTECRISより「登録内容証明書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。~~

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、TECRISに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックをしたうえで、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はTECRIS登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、TECRISから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。